

## 改正

平成19年3月27日教委告示第6号

平成28年2月22日教委告示第9号

佐久市立小・中学校の通学区域に関する規則実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、佐久市立小・中学校の通学区域に関する規則（平成17年佐久市教育委員規則第18号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(学区外就学及び区域外就学)

**第2条** 佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、児童又は生徒が別表の左欄に掲げる許可事由に該当する場合は、同表中欄に掲げる期間に限り、学区外就学又は区域外就学として、教育委員会が認める小学校又は中学校への通学を許可するものとする。

2 前項の規定により指定の変更をしようとする保護者は、別に定める申請書に別表右欄に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

3 教育委員会は、前項の申請を受理した場合は、当該児童又は生徒の就学の可否を速やかに通知しなければならない。

4 教育委員会は、第1項の許可を受けた保護者が保護する当該児童又は生徒の通学距離が佐久市立小・中学校児童生徒遠距離通学費補助要綱（平成17年佐久市教育委員会告示第5号）第2条の規定に該当することとなる場合であっても、保護者に対し通学に要する費用を補助しない。

(その他)

**第3条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日教委告示第6号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月22日教委告示第9号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

## 学区外（区域外）就学許可基準

許可事由		許可期間	添付書類等
1 最終学年	小学校6学年又は中学校3学年の学年途中に住所を変更する場合	卒業の日まで	
2 学期途中	学期途中に住所を変更する場合	当該学期終了の日まで	
3 特別支援学級	入級する特別支援学級が指定学校にない場合又は特別な事情により教育的配慮が必要な場合（学級編制に影響がある場合を除く。）	卒業の日まで	
4 病虚弱等	病弱、虚弱等のため、指定学校へ通学することが困難な場合	卒業の日まで	医師の診断書及び学校長の意見書
5 共働き等	保護者が共働き等で、児童の下校後に家庭に保護できる者がいないため、別の通学区域内の児童の祖父母等の親戚宅又は保護者の営業又は経営する店舗、事業所等から通学し、又は当該店舗、事業所等に下校する場合	小学校低学年（3学年終了時）まで	
	※状況が引き続き変わらない場合は、3学年終了時に再		

		申請を受け付け、低学年からの継続者のみに限り卒業まで許可する。	
住宅	6 登記	独立行政法人住宅金融支援機構の借入れに伴う登記手続のため、住民票を先に異動し、実際の転居日がその後になる場合	住宅が完成し、実際に転居する日まで
	7 転居予定	住宅新築等に伴い、転居することが確実なため、転居先（新住所）の指定学校へ転居前から通学する場合	入学（新学年・新学期）当初から実際に転居する日まで
	8 住宅建替え	住宅の建替え等により、一時的に住所変更する場合	住宅が完成する日まで
9 行政区		居住地の行政区が、隣接する通学区域内の行政区に包含される場合	卒業の日まで
10 兄弟関係		兄弟（姉妹）が学区外（区域外）就学をしている場合	その兄弟の許可期限満了の日まで
11 特別事情	12 教育的配慮	家庭の特別事情又は教育的配慮、教育的見地等からやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
13 協議		他市町村の教育委員会から、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条第2項による協議があった場合	協議により認められる期間